

島根県商業・サービス業外貨獲得支援事業実施要領

制定 令和 8 年 5 月 1 日

(通則)

第 1 条 島根県商業・サービス業外貨獲得支援補助金交付要綱（以下「要綱」という）に基づく、島根県商業・サービス業外貨獲得支援補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあっては、この要領に定めるところによる。

(事業区分及び内容)

第 2 条 事業区分及び事業内容は別表 1 のとおりとする。

(事業の対象要件等)

第 3 条 事業の対象要件については別表 2 のとおりとする。

(事業の対象経費等)

第 4 条 事業の補助対象経費については別表 3 のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除く。

(事業の申請)

第 5 条 事業を実施しようとする事業者は、事業計画申請書（様式第 1 号）に関係書類を添え、県が別に定める期日までに、知事へ申請しなければならない。

(事業者の選定)

第 6 条 県は、第 5 条により提出された申請について、別に定める審査要領に基づき審査委員会を開催し、補助対象とする事業者を選定する。

2 事業者を選定する審査は別表 4 の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業者の選定に当たっては、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

(選定結果の通知)

第 7 条 県は、前条の選定の結果について、申請事業者へ速やかに審査結果通知書（様式第 2 号）で通知するものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 要綱第 1 8 条に定める補助金の返還は次の割合によるものとする。

(1) 共通

①補助金の交付決定の取り消し

補助金額の10/10

(2) ソフト経費に係る補助

②交付決定日から5年未満での補助事業の廃止

ア 交付決定日から1年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の10/10

イ 交付決定日から1年以上2年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の8/10

ウ 交付決定日から2年以上3年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の6/10

エ 交付決定日から3年以上4年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の4/10

オ 交付決定日から4年以上5年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の2/10

(3) ハード経費に係る補助

補助額の10/10

ただし、残存簿価相当額等の納付により全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要領は令和8年5月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

事業区分及び内容

事業区分	事業メニュー	事業内容
(1) 県外進出支援事業	① 県内本社整備	県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備等、県内本社の機能強化に係る事業
	② 県外拠点整備	県外店舗等の整備に係る事業
(2) E C 支援事業		既存 E C 事業の拡充に併せて、既存店舗、自社 HP、物流システムの改修等、売上拡大に必要な取組に係る事業

別表 2（第 3 条関係）

事業の対象要件等

(1) 県外進出支援事業

対象要件	備考
<p>県外展開に際して必要となる本社機能等の強化に係る取組もしくは県外店舗等の立ち上げに係る取組で、次の要件を満たす事業</p> <p>ア 島根県と県境等で隣接する市町村のうち、<u>平成の大合併前の旧市（米子市、境港市）以外（※ 1）への進出であること。</u></p> <p>（※ 2）ただし、既に出店している都道府県において 2 店舗目以降を出店する場合、5 店舗目までを補助対象とする。</p> <p>イ 県内の雇用が 1 人以上増加すること、又は県内の雇用を維持しつつ人件費が一定程度増加すること。</p> <p>ウ 雇用を維持しつつ、付加価値額が一定程度増加すること</p>	<p>（※ 1）「平成の大合併前の旧市（米子市、境港市）以外」とは、平成の大合併前の旧米子市及び旧境港市への進出であって、淀江町、日吉津村へ進出する場合は補助対象とする。</p> <p>（※ 2）「進出」とは、県外に店舗や営業所等を新たに开店し、事業を営むこと（ただし、フランチャイズ契約を結び、県内事業者がフランチャイジーとして県外へ展開する事業は除く）とする。</p>

(2) E C 支援事業

対象要件	備考
<p>既存 E C 事業の拡充に係る取組で、次の要件を満たす事業</p> <p>ア 補助事業完了後 3 年以内に「①年 20,000 千円以上の売上増」もしくは「②直近の売上と比べて 1.5 倍以上となる売上」のいずれかの金額の高い方を達成する計画であること。</p> <p>イ E C 事業における売上の<u>県外比率を 50%以上にする計画</u>（※ 3）であること。</p>	<p>（※ 3）既に E C 事業における売上の県外比率が 50%以上である場合は、県外比率を維持する計画であること。</p>

別表 3（第 4 条関係）

補助対象経費の概要

① 県内本社整備（※ 4）

【県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備等、県内本社の機能強化に係る経費】

科 目	内 容 等
総務・業務等のシステム構築費または改修費	・ 県内本社と県外店舗等を結ぶ、人事、経理等の管理システムや顧客管理、在庫管理、販売、受発注等の業務システムの構築や増強、改修等の経費
総務・業務等のシステム関連機器の購入費又はリース費	・ 県内本社と県外店舗等を結ぶ、人事、経理等の管理システムや顧客管理、在庫管理、販売、受発注等の業務システムの構築等に伴い必要となる関連機器の購入又はリース料・レンタル料
備品購入費	・ 新たに県外展開を行うために県内本社等に設置する備品の購入費（単価 10 万円以上のもので、消耗品を除く）
改修費	・ 県外展開するために必要な県内本社の機能強化に係る改修費

※ 4 ① 県内本社整備については、原則として、申請しようとする年度内の県外進出計画に合わせた本社機能の強化に係る経費を対象とする。

② 県外拠点整備（※5）

【県外店舗等の整備に係る経費】

科 目	内 容 等
広報費	・ 広告媒体活用のために支払う経費など
印刷製本費	・ パンフレット、チラシ及び冊子制作等に要する費用など
借損料	・ 各種物品等の賃借料、リース料・レンタル料など
旅費	・ 事業者が県外展開の取組等を行う際に必要な旅費
備品購入費	・ 県外店舗等に設置する備品の購入費（単価 10 万円以上のもので、消耗品を除く）
消耗品費	・ 県外店舗等に設置する消耗品の購入費（単価 5 万円以上 10 万円未満のもので、事務用品を除く）
改修費	・ 進出先に新たに設置する店舗等の改修に必要な費用
人材採用経費	・ 人材募集にかかるメディア掲載費など

※5 ② 県外拠点整備については、原則として、申請しようとする年度内に開店予定の県外店舗等の立ち上げに係る経費を対象とする。

③ E C 支援

【既存 E C 事業の拡充に併せて、既存店舗、自社 HP、物流システムの改修等、売上拡大に必要な取組に係る経費】

科 目	内 容 等
広報費	・ 広告媒体活用のために支払う経費など
印刷製本費	・ パンフレット、チラシ及び冊子制作等に要する費用など
備品購入費	・ 既存 E C 事業の機能強化に必要な備品の購入費（単価 10 万円以上のもので、消耗品を除く）
改修費	・ 既存 E C 事業の機能強化に必要なシステム改修費、施設改修費
人材採用経費	・ 人材募集にかかるメディア掲載費など

別表 4 (第 6 条関係)

審査基準

事業区分	審査基準
<p>(共通)</p> <p>県内本社整備事業</p> <p>県外拠点整備事業</p> <p>E C 支援事業</p>	<p>現状分析の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により実現したい経営目標が具体化されているか <p>補助事業の適切性・妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか ・手法、日程等が明確かつ妥当であり、目的に沿った実現性はあるか <p>事業の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施のための体制や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると見込まれるか <p>事業の継続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了した年度の翌年度から少なくとも 5 年間は、事業を継続する見込みがあるか <p>事業実施後の効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により高い付加価値の創出や賃上げを実現する目標値が設定されており、島根県の地域経済の発展に寄与することが期待できるか <p>県内中小企業への優先発注に努めているか</p> <p>費用対効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付額等に対して、想定される成果や効果が十分なものか